

MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 6 年 9 月 12 日 第 166 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
T E L 06-6359-8812
F A X 06-6359-8799
H P <http://mac-8812.co.jp>
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

最低賃金が上がります!!

令和 6 年 10 月から各都道府県の最低賃金の額が変更されます。
近畿圏の最低賃金は下記の通りです。

都道府県名	最低賃金額	
滋賀	1,017	(967)
京都	1,058	(1,008)
大阪	1,114	(1,064)
兵庫	1,052	(1,001)
奈良	986	(936)
和歌山	980	(929)

※カッコ数字は令和 5 年度最低賃金

※時間給だけでなく日給並びに月給においても最低賃金を
上回るかご確認願います。

- 非正規雇用者対象に賃金を 3%以上昇給させた場合、助成される
制度（キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース）がありますので
お問い合わせください。